

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】病院に行かずにインターネットを利用して診察を受けることができるようになったと聞きました。教えてください。

(44才、男性、会社員)

## オンライン診療

【回答】4月の診療報酬

改定で、情報通信技術（ICT）を活用し、医師がリアルタイムでコミュニケーション（ビデオ通信）が可能な情報通信機器を用いて、患者と離れた場所から診療を行う「オンライン診療」が認められました。

ただし、あくまでも対面診療が原則。条件として  
 (1) 対象となる疾患が決まっている。  
 (2) 初診では使えず、初診から6カ月の間は毎月同一の医師により対面診療を行う。

(3) 患者の同意を得た上で、対面による診療との間隔は3カ月以内）とオンラインによる診療を組み合わせた療養計画に基づき診療を行う。  
 (4) 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療にかかわる指針に沿って診療を行う。

患者側にも求められます。単にテレビ電話機能がついた携帯電話では条件が合致しないために、今すぐにオンライン診療が可能となるものはありません。加えて、対象となる疾患は、状態が安定している生活習慣病や慢性疾患などに限られています。われわれ医療側は、医師

が診療できない緊急時や、離島などで医師が診療所に行けない場合などに、ICTを診療に活用することを考えていました。しかし今回は、むしろその逆で、状態が安定している場合のみ「仕事や家事が忙しく病

また、3時間待ちの3分診療」という多くの患者が不満に思う、中身の乏しい診察内容が通院を中断する理由の一つでもあり、われわれ医療側も中身の濃い医療を提供しなければいけないことを肝に銘ずる必要があります。今回の改定では、情報通信機器を用いた「遠隔画像診断」「遠隔病理診断」「遠隔モニタリング」も認められ、医療でICTが幅広く活用される時代の幕開けとなりました。しかし、ICT、人工知能（AI）がどんなに進歩しても、「先生の診察が一番」と言われる医療を提供していきたいと思えます。（県医師会）

## 安定状態の患者に解禁

## 厚労省指定の機器必要



以上の4点が設定されています。中でも(4)は、個人情報を守るためのもので、

「仕事や家事が忙しく病

要があります。

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。